

## 4 がん登録と研究の推進

### (1) がん登録の推進

#### 目標 13

院内がん登録の取組を地域がん登録につなげる。

#### (現状と課題)

がん登録は、がん患者の罹患、転帰その他の状況を登録し、分析するもので、がん対策の評価や企画立案の際の基礎資料にもなるなど、重要な役割を担うものです。

がん対策基本法では第17条において、がん登録に関する取組を支援するために必要な施策を講ずることと定められています。

がん登録には主に、医療施設が実施主体となり施設のがん診療の実態を把握するための「院内がん登録<sup>11</sup>」と、都道府県が実施主体となり地域のがん罹患の把握のための「地域がん登録<sup>12</sup>」があります。

院内がん登録については、拠点病院の整備指針に「標準登録様式に基づく院内がん登録の実施」が定められています。

院内がん登録は、各医療機関のがん診療に関する状況を把握するとともに、地域がん登録の基礎データともなり、精度の高いデータの登録が求められています。このため、国立がんセンターでは院内がん登録の担当者向けの研修を実施するなどして、精度の高いがん登録の推進に取り組んでいます。

また、都においては、拠点病院以外にもがんの診療を行っている医療機関が多数あり、都全体のがんに関する情報を把握する上では、それらの医療機関に院内がん登録をどのように普及していくのが課題です。

地域がん登録については、都ではこれまで実施していません。全国では33道府県1市（平成19年2月現在）で実施されていますが、登録されたデータ

<sup>11</sup> 院内がん登録：医療機関でがんの診断・治療を受けた全患者について、がんの診断、治療及び予後に関する情報を登録する仕組み

<sup>12</sup> 地域がん登録：対象地域の居住者に発生したすべてのがんを把握することにより、がんの罹患率と地域レベルの生存率を計測する仕組み

の精度が低いことから、国立がんセンターが算出している5年生存率に活用されているのは7府県の登録データのみ、がん罹患率では11府県市の登録データのみに残っています。

なお、がん登録については、健康増進法に基づく地域がん登録事業において民間の医療機関等が都道府県へがん患者の個人情報を提供することは、個人情報の保護に関する法律等の本人同意の適用除外事例に該当すると整理されています。

**(施策の方向)**

**ア がん登録の取組（3つのステップ）**

- 都では、拠点病院における院内がん登録の取組からはじめて、将来の地域がん登録につなげる3つのステップによりがん登録を推進していきます。

＜がん登録の取組イメージ＞

**第1ステップ**

拠点病院が実施している院内がん登録データを都道府県拠点病院（駒込病院）において集約し、質の管理・分析・評価を行います。

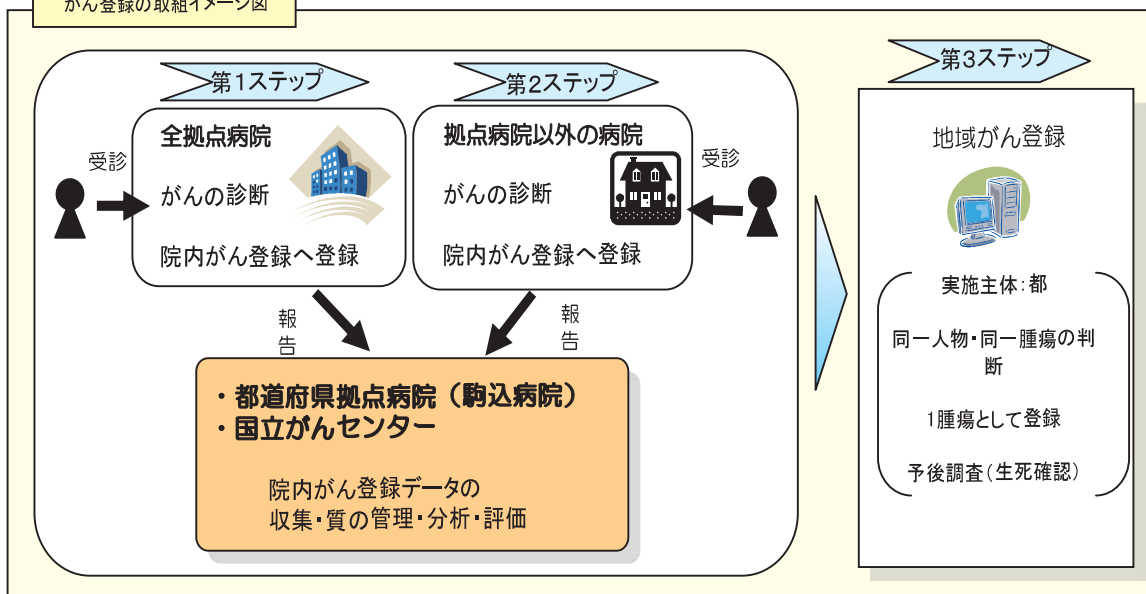
**第2ステップ**

拠点病院以外の病院での院内がん登録を推進し、データの収集、質の管理・分析・評価を行います。この取組をできるだけ拡大し、認定病院を含む多数の医療機関の協力による院内がん登録を実施していきます。

**第3ステップ**

院内がん登録をできるだけ拡大したうえで、地域がん登録へとつなげていきます。

がん登録の取組イメージ図



## イ 院内がん登録の推進

- がん登録を推進していくためには、拠点病院における院内がん登録の精度をあげることが重要です。拠点病院では、院内でがん登録を行う診療録管理士の配置やその技術向上のための研修の受講等により、院内がん登録データの精度を向上させていきます。
- また、拠点病院の院内がん登録データを収集する体制の整備が新たに必要となり、都道府県拠点病院がその推進を担います。都では、将来の地域がん登録を見据えた取組として、院内がん登録データの収集方法やがん登録の普及などに関する検討会を設置し、都道府県拠点病院への支援を行います。
- 今後は、認定病院などの拠点病院以外の医療機関へも標準登録様式による院内がん登録を拡大させていくために支援を行っていきます。

## ウ がん登録の周知

- 今後、がん登録を推進していくためには、がん登録の意義や重要性について、都民や医療機関の理解を得ることもまた大切であり、普及啓発用パンフレットの作成などがん登録の周知もあわせて行います。

### 重点施策

- 3つのステップによるがん登録の推進
- 院内がん登録データの精度向上と収集体制の整備への支援
- がん診療連携拠点病院以外の医療機関における院内がん登録実施への支援
- 都民や医療機関へのがん登録の周知

## (2) がんに関する調査・研究の推進

### 目標14

がんの予防・疾病動向の実態把握やがん対策に資する調査の推進

#### (現状と課題)

これまでも都は国の「人口動態統計」や「地域保健・老人保健事業報告」を活用して疾病動向や区市町村におけるがん検診の状況を分析し、東京都生活習慣病検診管理指導協議会等に使用してきました。しかし現在は、がんの罹患率や生存率など、がん対策に必要なデータが不足しています。このため、がん登録を推進するとともに、そのような取組から得られた客観的なデータや都の特性を踏まえた、都としてのがん対策に資する調査・研究が必要です。

また、がんの研究については、財団法人東京都医学研究機構 臨床医学総合研究所等において、都立病院との連携によるプロジェクト等の中で実施してきました。

現在行っている主なプロジェクトの一つは、平成16年度から5年間の予定で実施している「がん・生活習慣病及び遺伝病克服のための先端的医療支援」です。これは、都立駒込病院と連携し、死亡率が高い「がん・生活習慣病」等の克服に向けて、独自の解析技術を用いた超早期診断法・治療効果予測法の確立や治療法・治療薬の開発に取り組み、迅速に臨床に還元する先進医療支援研究を行うことにより、最終的には患者個人にあった「個の医療」、いわゆるオーダーメイド医療の実現を目指すものです。

また、平成17年度から5年間の予定で実施している「身体に負担が少ないがんの検査法と治療薬の開発」プロジェクトでは、都立駒込病院と連携し、簡便な早期診断法をはじめとして、患者の身体に負担の少ない治療法や痛みの緩和法の確立を目指しています。

#### (施策の方向)

##### ア 都の役割として必要ながんに関する調査・研究の推進

- がんに関する研究については、都のがん対策を立案していく上で必要なデータの収集や駒込病院を始めとする都内の臨床現場と密接に連携した研

究を推進することが重要です。

- 東京都におけるがん検診の実態や都民の受診行動、疾病動向の把握など、がん対策に資する調査を推進していきます。
- 現在、財団法人東京都医学研究機構で研究が進められている早期診断法の確立、治療法等の開発に向けた研究の推進に引き続き取り組んでいきます。

#### 重点施策

- 東京都におけるがん対策に資する調査の推進
- 早期診断法の確立、治療法等の開発に向けた研究の推進